

岐阜県健康・スポーツポイント事業に参加して健康づくりに取り組んでみませんか？  
さつきラン&ウォーク2026 企業対抗戦 企業エントリーは4/24、個人エントリーは5/31が締切です！

## 1 岐阜県健康・スポーツポイント事業とは？

- ✓県民一人ひとりの自主的な健康づくりの取組を応援するため、「岐阜県健康・スポーツポイント事業」を実施しています。
- ✓各市町村等が定める各種検診の受診やウォーキング、スポーツイベントなどに参加すると、その内容に応じてポイントが付与されます。
- ✓所定のポイント数を獲得すると、県内の協力店で特典を受けられる「ミナモ健康スポーツカード」が進呈され、県産品や健康グッズなどが当たる抽選にも応募できます。
- ✓スマホアプリから参加する場合は、歩数に応じて自動でポイントが付与されるほか、県内参加者中の歩数順位などがいつでも確認でき、気軽に健康づくりを続けられます。

## 2 さつきラン&ウォーク2026 企業対抗戦 岐阜県大会

- ✓県内企業に勤める職員・社員の運動習慣定着に向け、県内企業ごとに「総歩数」・「平均歩数」を競うウォーキングイベントです。
- ✓参加期間：2026年5月1日(金)～5月31日(日)

### ✓参加要件

- |                                |                             |
|--------------------------------|-----------------------------|
| 【一般部門】                         | 【パラスポーツ振興部門】                |
| ◆営利法人、非営利法人、公的法人に<br>所属する社員・職員 | ◆障がいのある方の参加率が<br>50%以上であること |
| ◆1チーム5名以上の参加                   |                             |

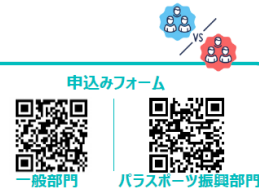
### ✓参加特典

- 総歩数及び平均歩数それぞれ上位3社(計6社)に表彰状及び景品を進呈します。  
さらに、優勝企業は県HP、健康経営ミナモ通信に取り組み内容を掲載予定です。
- 参加者全員に健康・スポーツポイント10ポイント※1  
+限定オリジナルキャラクター(ナビキャラ)※2をアプリ上で進呈します。  
さらに、期間中の総歩数が20万歩を超えた方には、抽選で景品を進呈します。  
※1 健康・スポーツポイントをためると素敵な景品が当たる抽選に応募できます。  
※2 ナビキャラ進呈時から15万歩以上歩いた方には、健康・スポーツポイント10ポイントが貰える確認コードがアプリ上に表示されます。

### 【参加方法】

企業エントリー期間：4月24日(金)まで

法人の代表者が、申込みフォームより  
企業エントリーを行ってください



個人エントリー期間：4月1日(水)～5月31日(日)

参加者は、スマホアプリ「スポーツタウン WALKER」  
からエントリー※を行ってください  
※参加には5人以上のエントリーが必要です

アプリインストールはこちら



開催期間：5月1日(金)～5月31日(日)

みんなで歩こう！Let'sWalking！！

### <注意事項>

- ・岐阜県大会の参加は岐阜県に本店のある企業が対象です
- ・エントリーにあたっては大会規約等を十分にご確認ください
- ・危険区域や侵入禁止地域、私有地等に立ち入らないでください
- ・参加する際は交通ルールやマナーを守って安全に運動を行ってください
- ・イベント参加中に生じたトラブル・事故等は自己責任となります

岐阜県大会事務局  
岐阜県観光文化スポーツ部地域スポーツ課

電話：058-272-8799  
メール：c11172@pref.gifu.lg.jp

## 4月は熱中症対策の準備期間！今から始める職場の熱中症対策！ -「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の確認を-

### 1 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」とは？

✓令和8年3月に厚生労働省が策定しました。

✓職場における熱中症を防ぐために、事業者が熱中症のリスクを把握・評価し、その結果に応じて作業環境・作業方法・健康管理などの対策をあらかじめ講じるための指針です。

### 2 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」で示されている主な内容

#### 熱中症リスクの評価

- 1 有害性の要因の特定
- 2 湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握
- 3 熱中症リスクの評価・検討

#### 熱中症リスクに応じた措置

- |  |   |
|--|---|
| 1 労働衛生管理体制の確立等<br>(例) 熱中症対策の責任者・担当の明確化<br>体調不良時や異常時の報告・対応体制の整備                 | 5 労働衛生教育<br>(例) 熱中症予防管理者、作業従事者を指揮する者<br>作業従事者 それぞれへの熱中症予防教育<br>(熱中症の症状、予防、救急処置 等) |
| 2 作業環境管理<br>(例) 高温・高湿となる場所への対策<br>日よけ、送風、冷房、休憩場所の整備                            | 6 異常時の措置<br>(例) 熱中症が疑われる症状が現れた場合の対応   |
| 3 作業管理<br>(例) 作業時間の短縮<br>暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)<br>プレクーリング、水分および塩分の摂取<br>作業中の巡視 | 7 その他<br>(例) 実施時期<br>スポットワークを利用する労働者への対応  |
| 4 健康管理<br>(例) 健康診断結果に基づく作業の転換<br>日常の健康管理                                       |   |



＼職場における熱中症対策の詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください／  
学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報  
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

